



絆

三原市本郷人権文化センターだより

発行／三原市人権推進課

編集／三原市本郷人権文化センター

住所／三原市本郷北3丁目16番10号

電話／問い合わせ 0848-86-3333

みんなで考える人権講演会を開催しました。

10月11日（月）、講師に人権啓発指導員 別所邦彦さんを迎え、『いつまでも輝き続けるために～生涯にわたり安心して暮らしていくために～』という演題で、ご講演いただきました。

日常のなかの何気ない一言、悪気はないが人を傷つけてしまう発言、ふと気付く人権、「気づきから行動へ」みなさんと一緒に考えることのできた講演会でした。

〈受講者の方から〉

○家族（夫婦）との会話でお互いに尊敬し合って生活することが大切だと考えさせられた。

○人権についてあまり考えたことがなかったのでよい機会でした。

○女性が意見を言うと「ありゃ～うるさいの～」と感ずることがいっぱいありますね。まだまだ男性社会ですね。



（講演会の様子）

多くのご聴講ありがとうございました。

本郷人権文化センター施設再開

新型コロナウイルス感染拡大防止措置のため貸館を中止していましたが、10月1日（金）から施設を再開しました。講座の再開をこころまちにされていたことでしょう。当館もにぎやかな日々となってまいりました。どの教室も、秋らしさを感じられました。

11月21日（日）には、グランドゴルフ大会開催！



郷土料理教室 A グループ

メニュー さば缶の炊き込みご飯・しゃきしゃきポテトサラダ
コロケオムレツ・骨力アップ豚汁・フルーツ
さば缶の炊き込みご飯、とてもおいしかった。チャレンジします。



生花教室（閑瀧流）

花材：オクラレウカ・オンシジウム
りんどう・デルフィニウム
講師も変わられて、やっと二回目！



絵手紙教室

文化祭展示に向けて、作品作りがスタートしました。



☆☆☆ 引き続き感染拡大防止の対策を行ってのご利用とさせていただきます。☆☆☆

人権相談

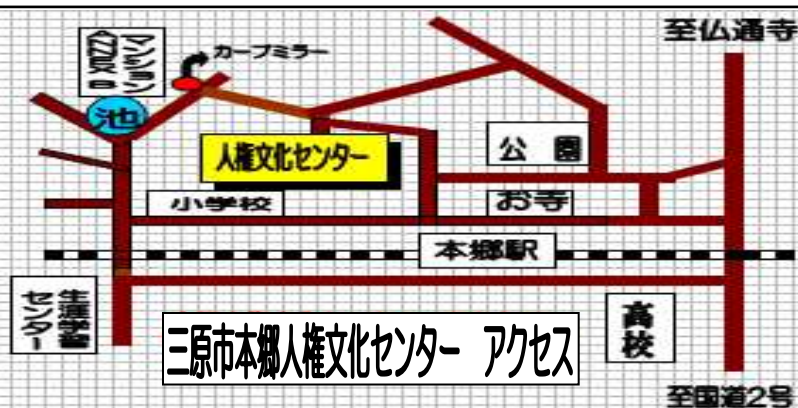
人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。相談は無料で秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

●とき 土・日・祝日を除く 10時～16時

●ところ 三原市 本郷人権文化センター

●電話 86-3333

※ご自身の大切な個人情報を守るために、登録型本人通知制度へ登録を。



JR本郷駅北側の本郷小学校裏の丘に緑の屋根の建物があります。道が入り組んでおりますので、気をつけてお越しください。

～ 人権ひろば ～

広島県人権啓発推進プラン(第5次)

～各人権課題に対する取り組み 同和問題～

広島県では、平成 14(2002)年 11 月に「広島県人権啓発推進プラン」を策定しました。その後改定を重ねながら、人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、誰もがいきいきと生活できる社会づくりに向け、様々な人権啓発に取り組んでいます。今回は、同和問題に対する取り組みについて紹介します。

【 これまでの経緯、現状・課題 】

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的・社会的、文化的に低い状態に置かれることを強制され、日常生活の上で差別を受けるなどしている、わが国固有の人権問題です。

この問題の解決を図るため、昭和 44(1969)年から「同和对策事業特別措置法」に基づき、各種の特別対策を講じてきました。

この結果、同和地区の生活環境の改善等、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、平成 13(2001)年度末の「※地対財特法」の失効に伴い、特別対策を終了し、今後の施策二ーズについては、一般施策の中で対応することとされました。

こうした中、平成 28(2016)年には、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別解消推進法」が施行されました。

しかし、いまでも結婚や就職等における差別意識が存在しているほか、個人を攻撃する差別的な言動や誤った情報がインターネット上で書き込まれるなどの事案が、依然として発生しています。

今後も、同和問題は根拠のない不合理な差別であるという、正しい理解を深めるための人権啓発が必要です。

※地域改善対策特定事業に係る、国の財政上の特別措置に関する法律



【 具体的な取り組み 】

- 行政職員や企業等の人権啓発担当者、隣保館運営等担当者などに対して、研修等を実施し、人材の育成を図ります。
- 隣保館が、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や啓発活動を行うための支援を行います。
- インターネット上の差別情報について、市町や関係機関等からの情報提供や随時検索などにより状況を把握するとともに、このような人権侵害をなくすための人権尊重の意識を高める啓発を行います。
- 公正な採用選考により、就職機会が均等に確保されるよう、事業主に対し、国と連携して啓発を行います。

★広島県人権啓発推進プラン(第5次) 令和3(2021)年3月策定を参考

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施

夫・パートナーからの暴力や、ストーカーなどの事案は、依然として数多く発生しています。

広島法務局及び広島県人権擁護委員連合会では、これらの女性をめぐる様々な人権問題の解決を図るための相談活動を強化する取り組みを実施します。

11月12日から18日までの7日間、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の取り組みとして、常時開設している専用相談電話「女性の人権ホットライン」の電話回線を増設するとともに、電話相談時間を延長して、女性の人権問題に対応します。

【電話番号】0570-070-810

【実施期間】令和3(2021)年11月12日(金)から11月18日(木)まで

【相談時間】午前8時30分から午後7時まで ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで

